

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和3年第2回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第61号ほか7件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、6月17、18日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第61号 水戸市市税条例の一部を改正する条例

本案は、国の税制改正を踏まえ、関係規定を整備するものであり、セルフメディケーション税制の制度概要やその周知方法について、住宅借入金等特別税額控除の概要について、たばこ税の税率改正による本市財政への影響等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第63号 水戸市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

本案は、職員の採用時に実施するサービスの宣誓における押印の廃止等を行うものであり、改正の理由や今後の宣誓書の提出方法等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 報告第16号 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）

本件については、固定資産税に係る特例措置の内容等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。

4 報告第22号 専決処分について（令和2年度水戸市一般会計補正予算（第12号））（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く）

報告第23号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第1号））（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く）

これらの案件は、令和2年度及び令和3年度の一般会計予算について、国庫補助事業の年度調整に伴う補正措置を講じたものであり、その理由等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「予算の執行状況に応じた財源の有効活用に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第62号 水戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、議案第72号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし、別表中歳出を除く）、報告第24号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第2号））（ただし、別表中歳出を除く）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決、承認すべきものと決

定いたしました。

記

議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第72号（ただし、別表中歳出を除く）

以上、原案を認める。

報告第16号、報告第22号（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く）、報告第23号（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く）、報告第24号（ただし、別表中歳出を除く）

以上、承認する。

上記のとおり報告する。

令和3年6月22日

水戸市議会議長 須田 浩 和 様

総務環境委員会

委員長 高 倉 富士男